

ビタミンM No.48

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年5月号)

< 今月のトピックス >

- ・ 法人の代表者などの産業医兼任禁止
- ・ 労働基準監督署による監督指導強化
- ・ 傷病手当金の計算方法の変更

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

法人の代表者などが、自らの事業場の産業医を兼任することが禁止になります

産業医として選任できる者の事業場等における役職については、法又は労働安全衛生規則で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられるところです。

しかし、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれ考えられます。

このため産業医の選任にあたって、厚生労働省は以下の通り省令の改正を行う予定です。(平成29年4月1日施行予定)

事業者は、産業医を選任するにあたって、**法人の代表者若しくは事業を営む個人(事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。)**又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととする。

労働基準監督署による監督指導が強化されます

厚生労働省に設置された「長時間労働削減推進本部」により、下記の長時間労働対策が発表されました。

長時間労働対策については、健康障害防止、女性の活躍支援等の観点からますます強化されていくと予想されます。

(1) 月残業100時間超から**80時間超へ重点監督対象を拡大**(試算: 年間2万事業場)

(2) 監督指導・捜査体制の強化・全国展開

労働局全国47局に「**過重労働特別監督監理官**」(仮称)を新設

傷病手当金の計算方法の変更



傷病手当金の日額計算方法が今年の4月1日から変更になったと聞きましたか？



①

はい、平成28年3月31日までは「休んだ日の標準報酬月額」に基づいて計算されていましたが、平成28年4月1日以降「**支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額**」に変更になりました。(出産手当金も同様です。)



②

支給開始日というのは、いつの日を指すのでしょうか？



③

支給開始日とは、病気やケガなどで一番最初に傷病手当金の給付が行われた日のことを指します。

支給開始日以前1年間の標準報酬月額の平均により金額が固定されるため、支給開始後に給与の変動があっても原則傷病手当金は変わりません。



④

4月1日前から引き続き受給している人の計算方法はどのようなのでしょうか？



⑤

平成28年4月より前から受給している人も平成28年4月1日以降は新しい計算方法で金額を決定します。

なおこれまで、出産手当金をもらうと同時に傷病手当金の受給はできませんでしたが、傷病手当金が出産手当金の額よりも多い場合は、平成28年4月以降、その差額が支給されるようになりました。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.4.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG